

各論

第5章 介護保険事業の取組



第5章 介護保険事業の取組

1 介護保険サービスの概要

介護保険のサービスは、自宅を中心に受ける居宅サービス・地域密着型サービスと、施設に入所して受ける施設サービスがあります。また、サービスは、要介護1～5のかたに提供される介護給付、要支援1・2のかたに提供される予防給付に区分されます。

(1) 居宅サービス

居宅サービスには、自宅等に訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、様々な種類のサービスがあります。

サービス名	概要
訪問介護	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で居宅を訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。
訪問看護 介護予防訪問看護	病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、または必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。
通所介護	介護保険施設やデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院・診療所などに通い、心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）を行うサービスです。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

サービス名	概要
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定施設の指定を受けた施設に入所し、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車イスや介護ベッドなど福祉用具を貸与し、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するかたの負担の軽減を図るサービスです。
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、衛生面や利用者の心理面から貸与になじまない用具の購入費の一部を支給するサービスです。
住宅改修費 介護予防住宅改修費	居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。
居宅介護支援 介護予防支援 (ケアマネジメント)	居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、利用者のニーズや地域の状況に合わせて、市が主体となって提供する介護サービスです。

サービス名	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護と看護を一体的に提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	24時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。※市ではこのサービスは実施していません。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	比較的安定した状態にある認知症のかたが、できるだけ自宅で日常生活を営めるよう、認知症対応型デイサービスセンターなどで日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護とを組み合わせ一体的に提供するサービスで、通いを中心に訪問や泊まり、訪問看護を柔軟に提供し、医療面においても在宅生活を支援するサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、少人数で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

(3) 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院があり、各施設では、要介護者の状況に合わせた様々なサービスが提供されます。施設サービスを利用できるのは、要介護の認定を受けたかたとなり、要支援のかたは利用できません。

サービス名	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での介護が困難なかたが入所して、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。※入所は原則、要介護3～5のかたとなります。
介護老人保健施設	病状が安定し自宅へ戻るができるよう、リハビリテーションに重点を置いた医療ケアと介護が必要なかたが入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の治療を必要とするかたが入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。(令和5年度で廃止予定)
介護医療院	慢性期の医療的ケアと介護を必要とするかたが入所して、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療サービスと、介護や機能訓練、日常生活上の世話などを行うサービスです。

2 第7期計画における介護保険給付の実績

第7期計画において、サービスごとの利用者数は増加傾向にあり、それに伴い、年間の給付費も増加傾向にあります。

(1) 居宅サービス利用者数の推移

◆介護サービス

月平均利用者数（人）

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
訪問介護	797	794	833
訪問入浴介護	105	99	98
訪問看護	391	402	450
訪問リハビリテーション	99	97	102
居宅療養管理指導	872	963	1,069
通所介護	982	1,019	1,034
通所リハビリテーション	346	356	321
短期入所生活介護	150	146	124
短期入所療養介護	14	12	8
福祉用具貸与	1,567	1,639	1,775
特定福祉用具購入費	30	27	37
住宅改修費	23	21	27
特定施設入居者生活介護	231	251	270
居宅介護支援	2,226	2,295	2,414

※地域包括ケア「見える化」システムより算出（令和2年度は見込み値）。以下同様。

◆介護予防サービス

月平均利用者数（人）

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護予防訪問看護	43	54	57
介護予防訪問リハビリテーション	16	17	10
介護予防居宅療養管理指導	46	56	46
介護予防通所リハビリテーション	57	60	44
介護予防短期入所生活介護	4	4	3
介護予防福祉用具貸与	364	390	420
特定介護予防福祉用具購入費	10	13	10
介護予防住宅改修費	10	10	11
介護予防特定施設入居者生活介護	20	18	14
介護予防支援	440	471	485

(2) 地域密着型サービス利用者数の推移

◆介護サービス

月平均利用者数（人）

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11	11	14
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	58	64	66
小規模多機能型居宅介護	117	118	119
看護小規模多機能型居宅介護	46	49	60
地域密着型通所介護	349	366	337
認知症対応型共同生活介護	92	103	111
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	28	28	26

◆介護予防サービス

月平均利用者数（人）

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	3	4	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

(3) 施設サービス利用者数の推移

◆介護サービス

月平均利用者数（人）

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護老人福祉施設	510	553	585
介護老人保健施設	200	214	228
介護療養型医療施設	17	12	16
介護医療院	0	2	9

(4) 居宅サービス年間給付費の推移

◆介護サービス

(千円)

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
訪問介護	587,836	586,199	608,251
訪問入浴介護	75,802	68,682	64,098
訪問看護	200,176	203,888	222,490
訪問リハビリテーション	46,269	45,241	44,818
居宅療養管理指導	148,787	164,067	176,743
通所介護	965,623	1,003,431	1,048,433
通所リハビリテーション	251,033	253,809	233,273
短期入所生活介護	150,631	150,675	139,783
短期入所療養介護	12,045	8,280	13,962
福祉用具貸与	269,709	279,205	304,378
特定福祉用具購入費	9,367	8,300	11,869
住宅改修費	21,005	17,434	21,515
特定施設入居者生活介護	536,387	595,685	636,788
居宅介護支援	384,286	391,536	423,427

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護予防訪問看護	13,383	16,597	15,502
介護予防訪問リハビリテーション	6,426	7,492	3,983
介護予防居宅療養管理指導	6,939	8,686	6,665
介護予防通所リハビリテーション	23,600	24,764	18,970
介護予防短期入所生活介護	2,059	2,185	1,929
介護予防福祉用具貸与	25,726	28,320	30,008
特定介護予防福祉用具購入費	2,027	3,216	2,479
介護予防住宅改修費	9,382	9,028	11,484
介護予防特定施設入居者生活介護	17,766	16,833	13,089
介護予防支援	24,308	26,150	26,734

(5) 地域密着型サービス年間給費の推移

◆介護サービス

(千円)

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,758	22,149	29,451
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	74,778	81,085	75,969
小規模多機能型居宅介護	296,869	302,108	301,913
看護小規模多機能型居宅介護	156,815	170,698	213,236
地域密着型通所介護	240,060	245,327	221,912
認知症対応型共同生活介護	279,343	310,199	342,275
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	90,096	89,416	85,440

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	481	429
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,789	2,600	3,857
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

(6) 施設サービス年間給付費の推移

◆介護サービス

(千円)

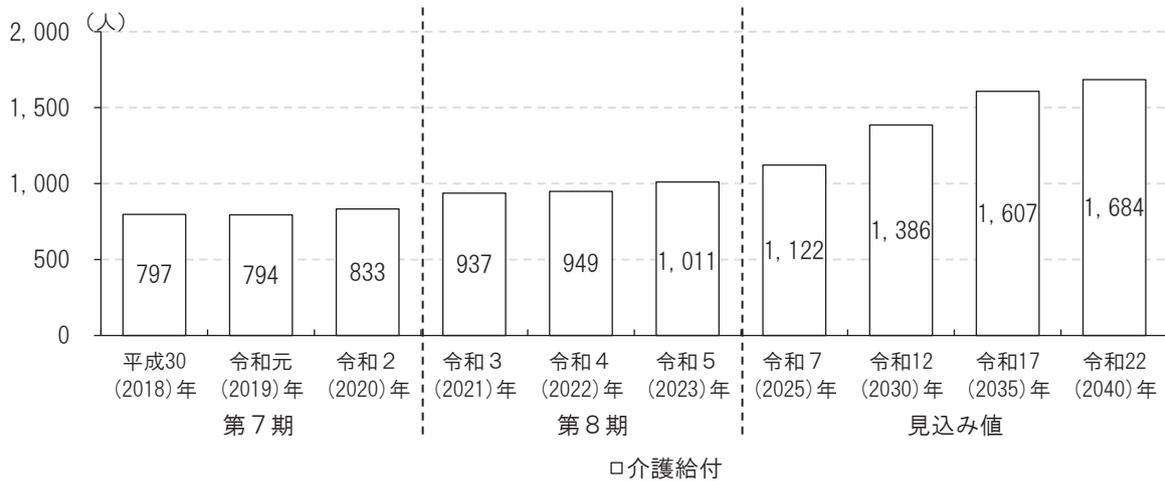
サービス名	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護老人福祉施設	1,540,710	1,713,499	1,856,815
介護老人保健施設	691,963	744,056	772,213
介護療養型医療施設	74,810	53,731	42,883
介護医療院	0	11,790	37,584

3 サービス利用者数の見込み

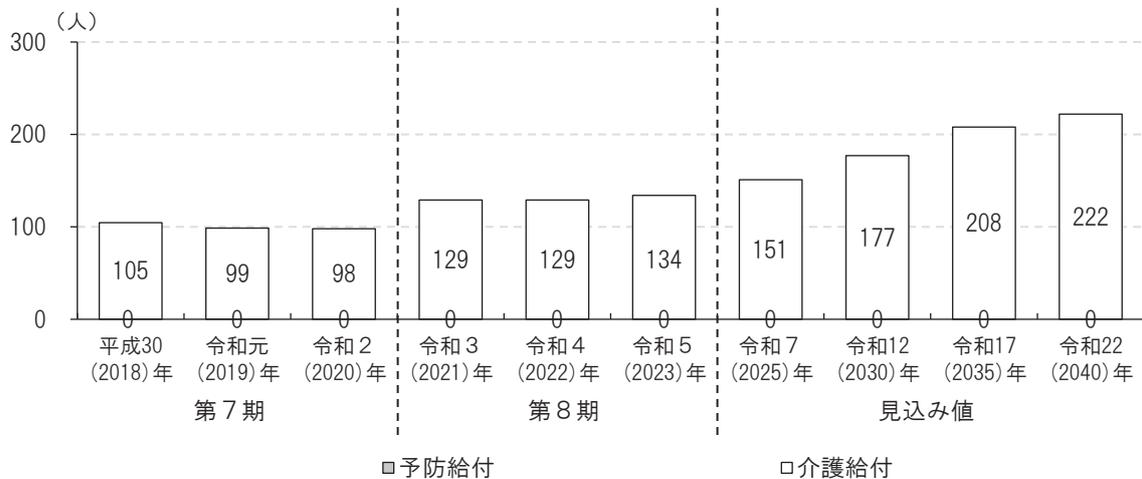
本市のこれまでの利用実績や今後の要介護認定者数の見込み、サービス受給者数等をもとに、サービス種類ごとの推計にくわえ、在宅医療・介護の需要拡大による介護サービスの必要量も見込みました。また、介護離職防止の観点から、介護をしている家族等の就労継続や負担軽減の必要性も踏まえることが重要となっており、そのために必要な介護サービス量も見込んでいます。

(1) 居宅サービス

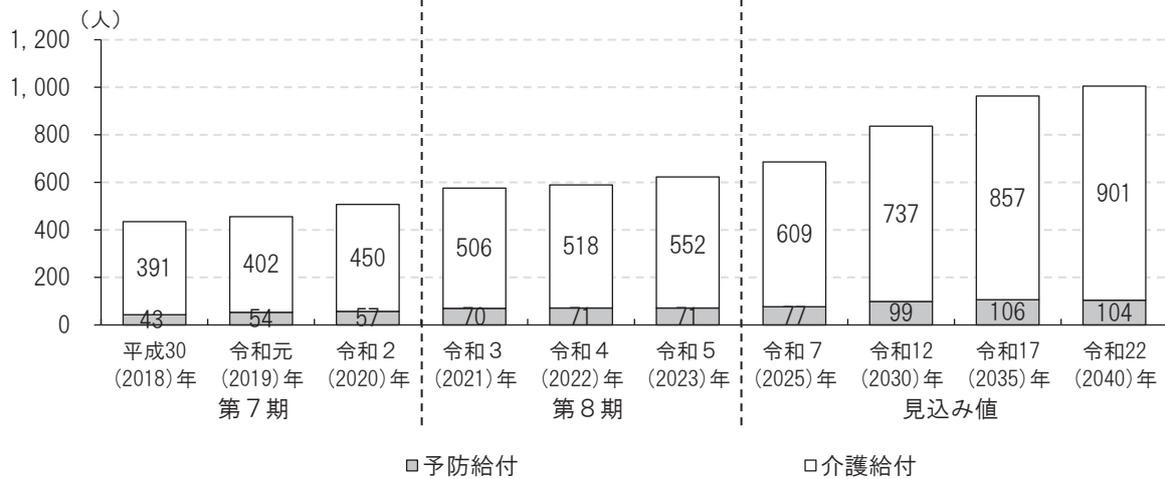
1. 訪問介護



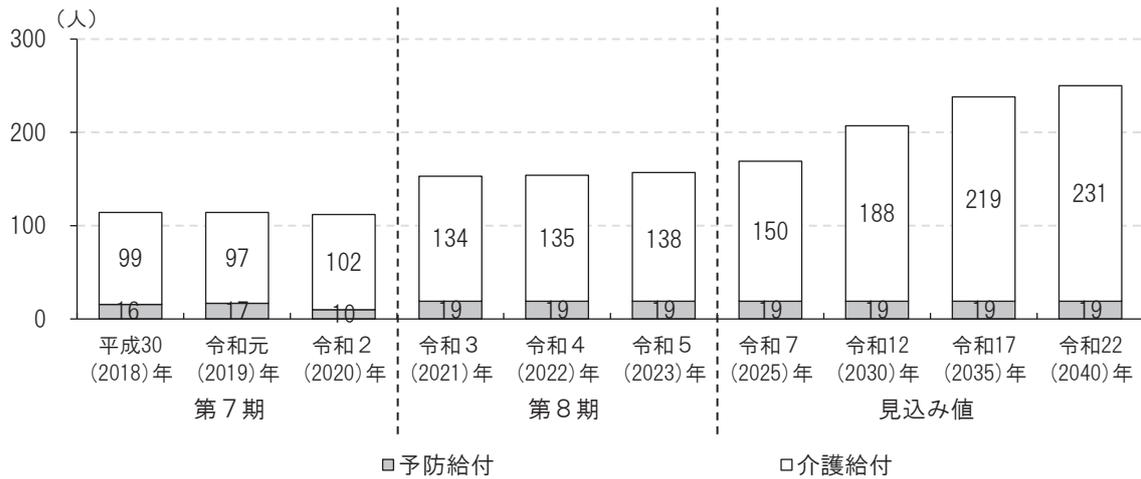
2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護



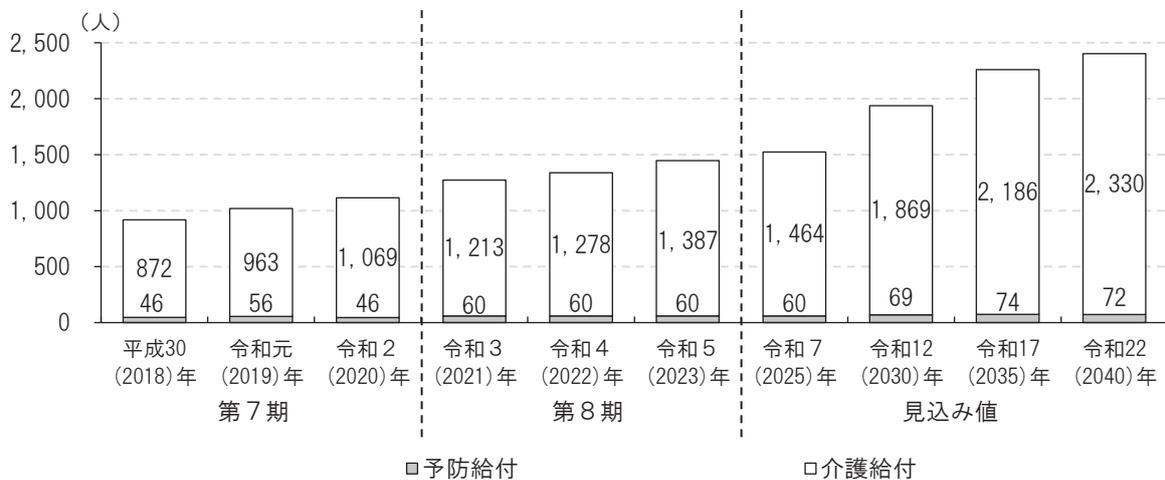
3. 訪問看護・介護予防訪問看護



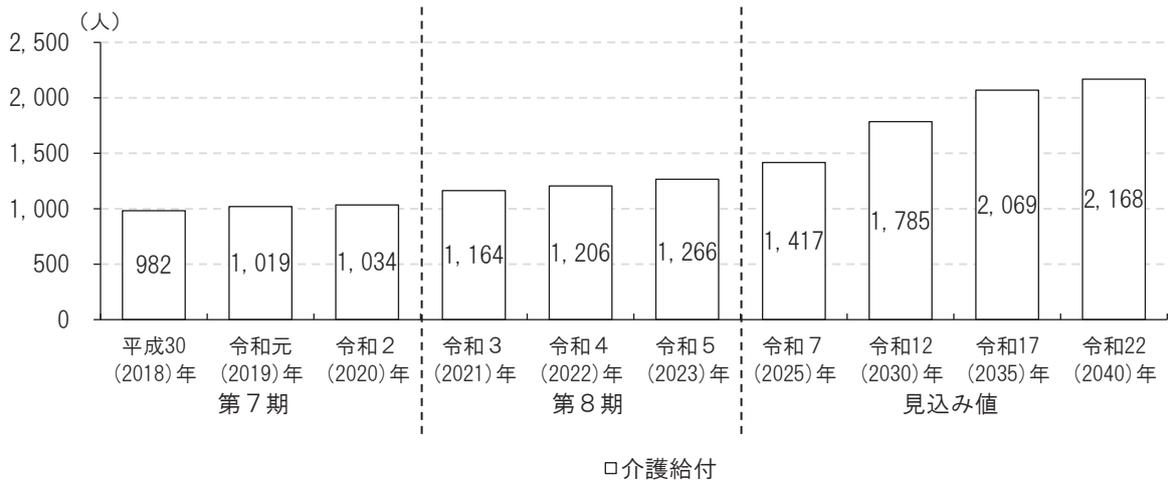
4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション



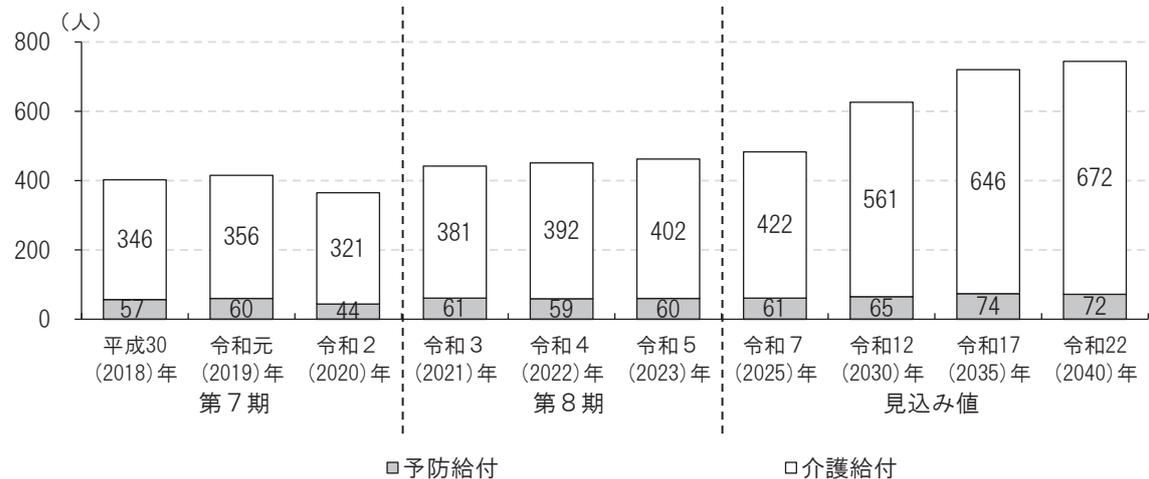
5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導



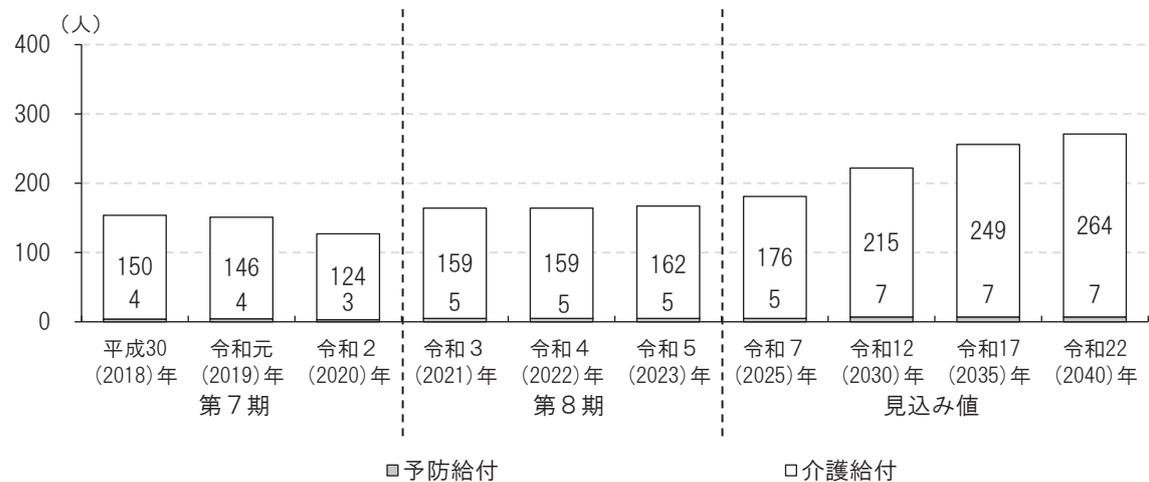
6. 通所介護



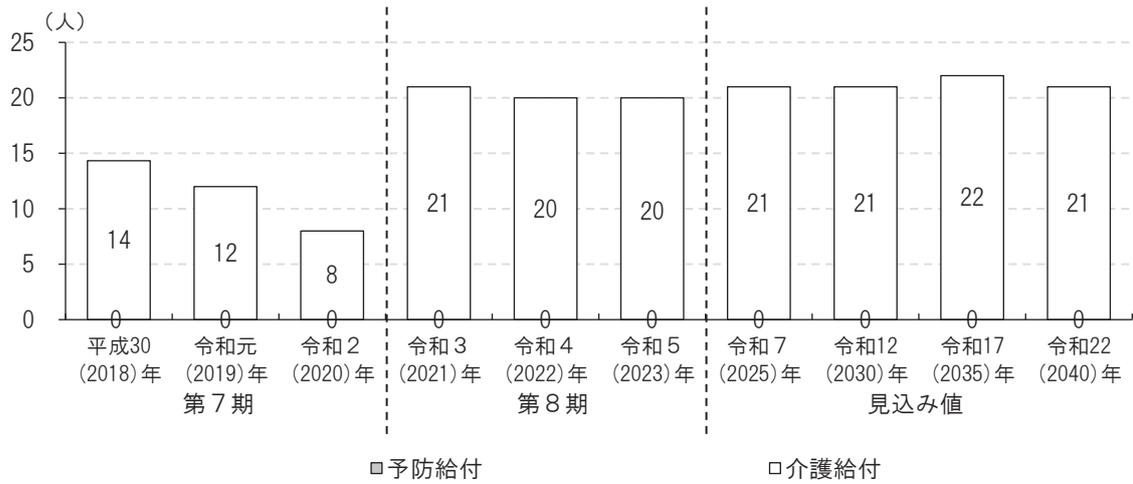
7. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション



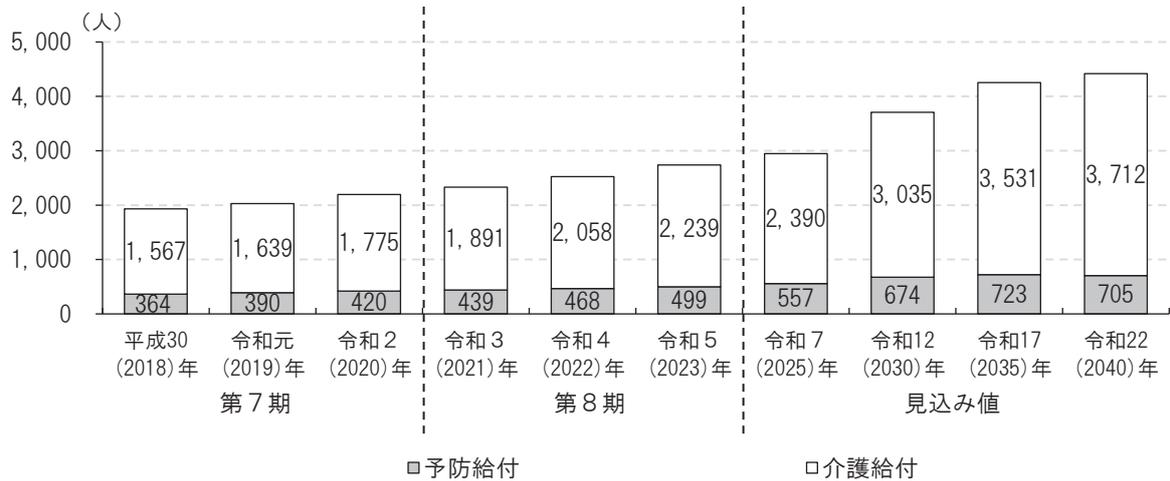
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護



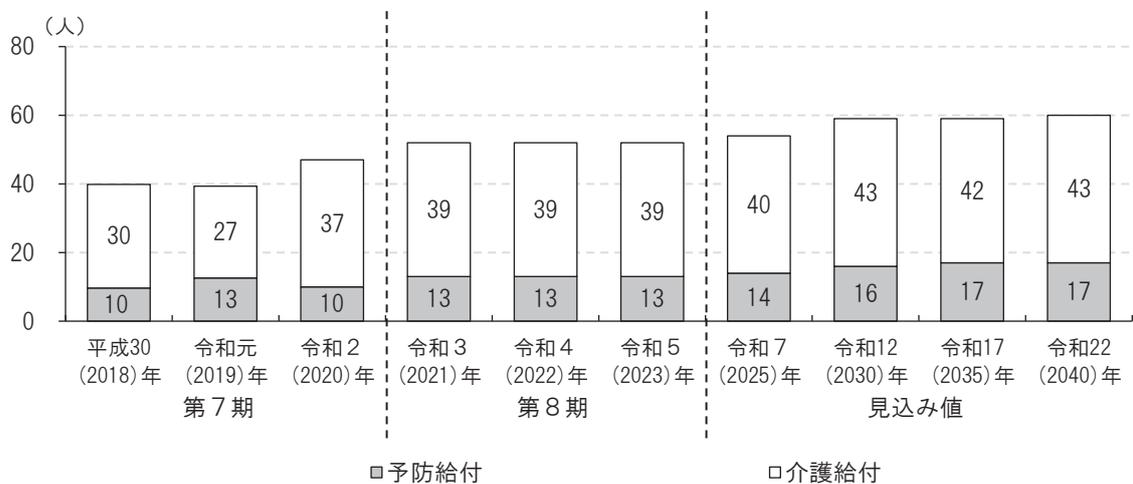
9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護



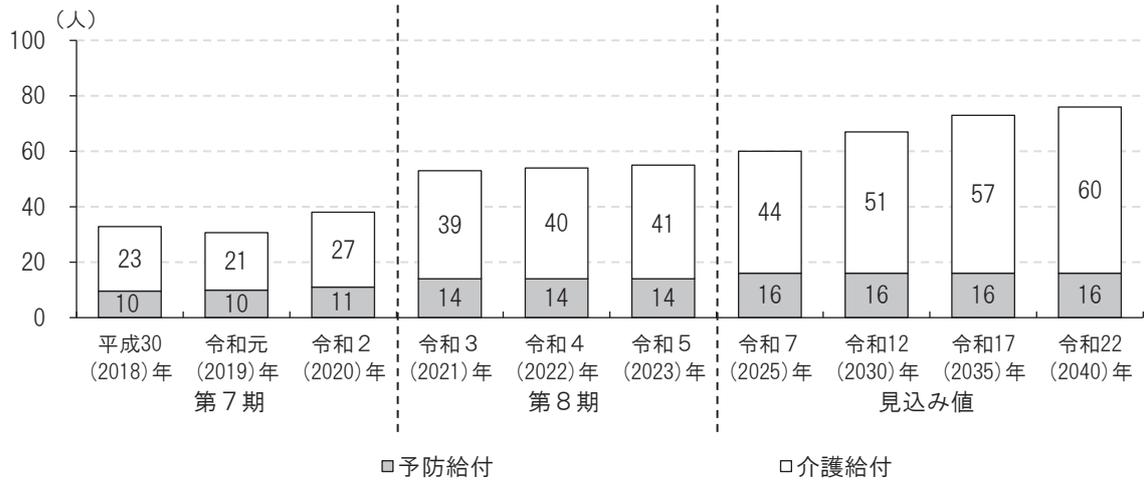
10. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与



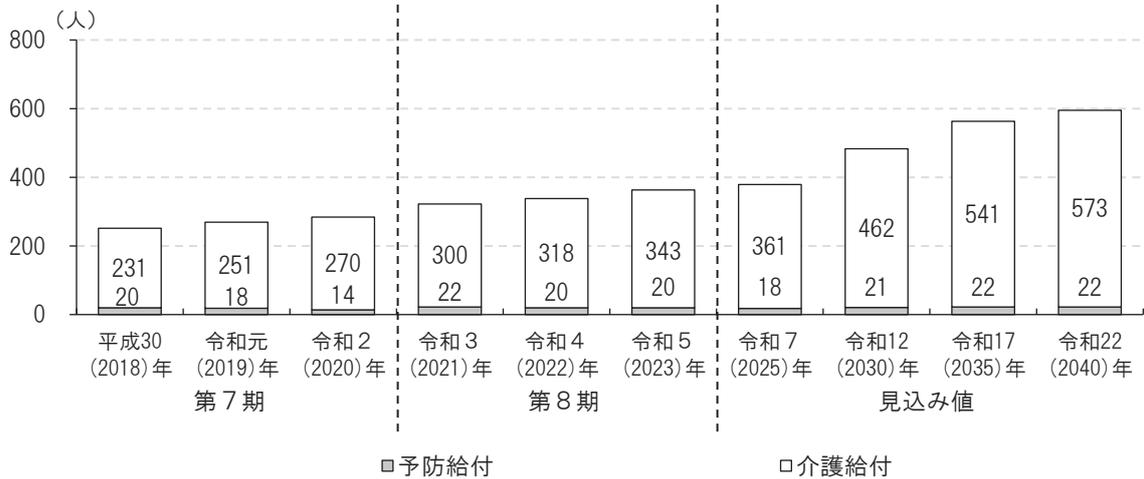
11. 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費



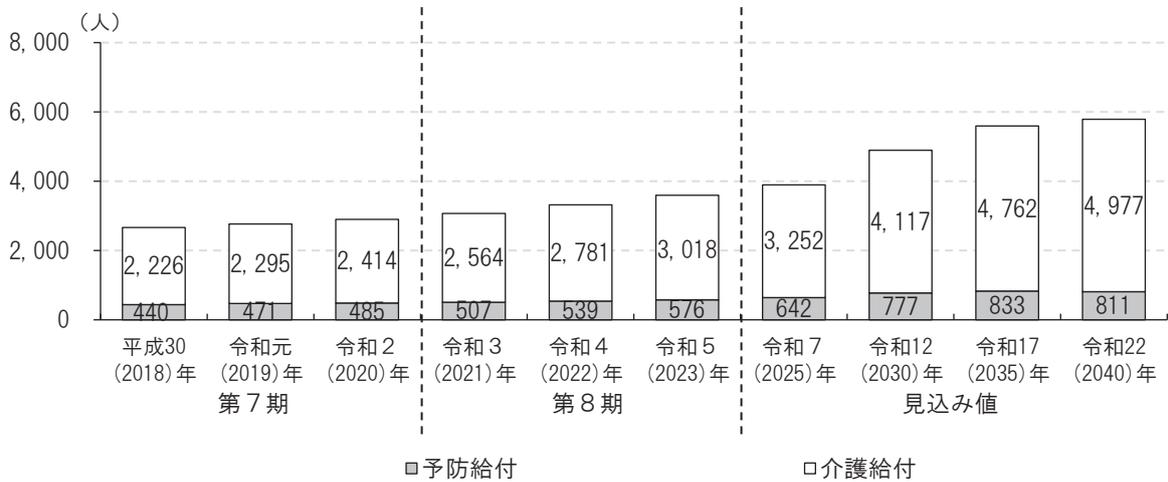
12. 住宅改修費・介護予防住宅改修費



13. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

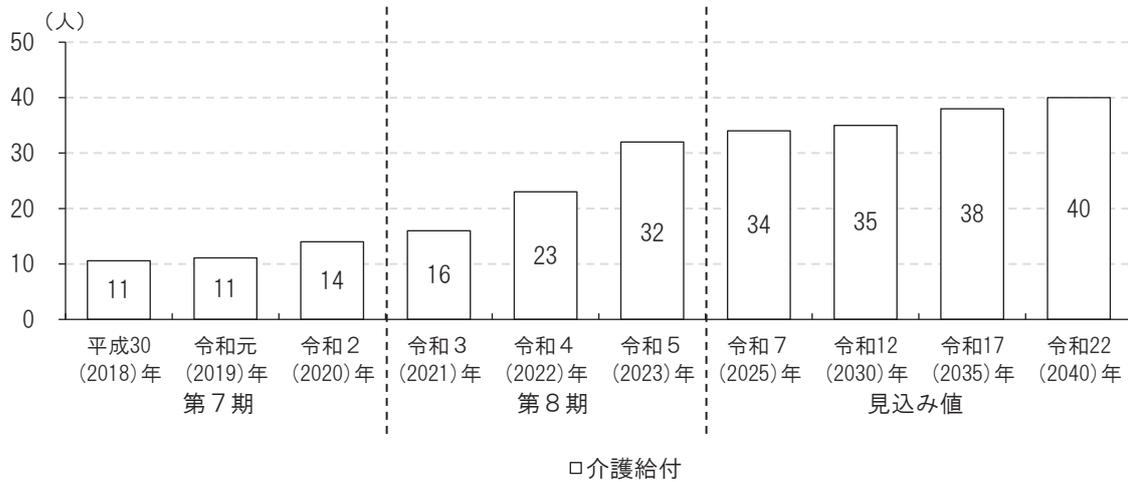


14. 居宅介護支援・介護予防支援



(2) 地域密着型サービス

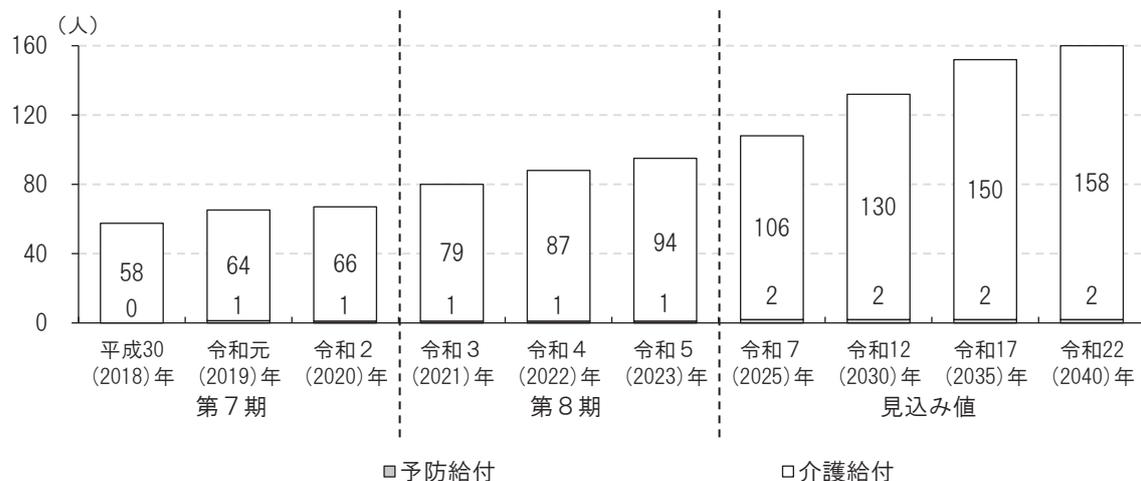
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



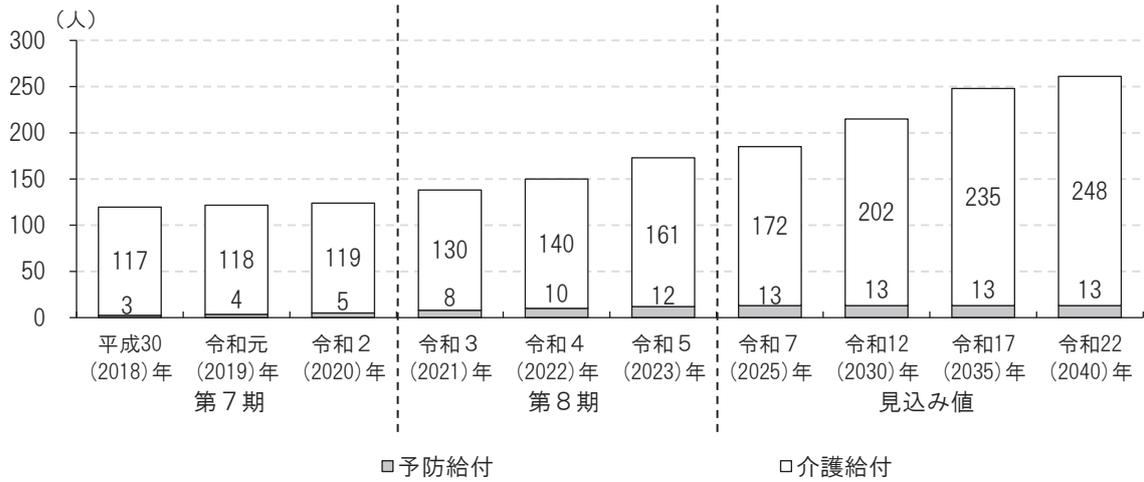
2. 夜間対応型訪問介護

現在、市内に本サービス提供事業所はなく、今後は住民のニーズや事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。

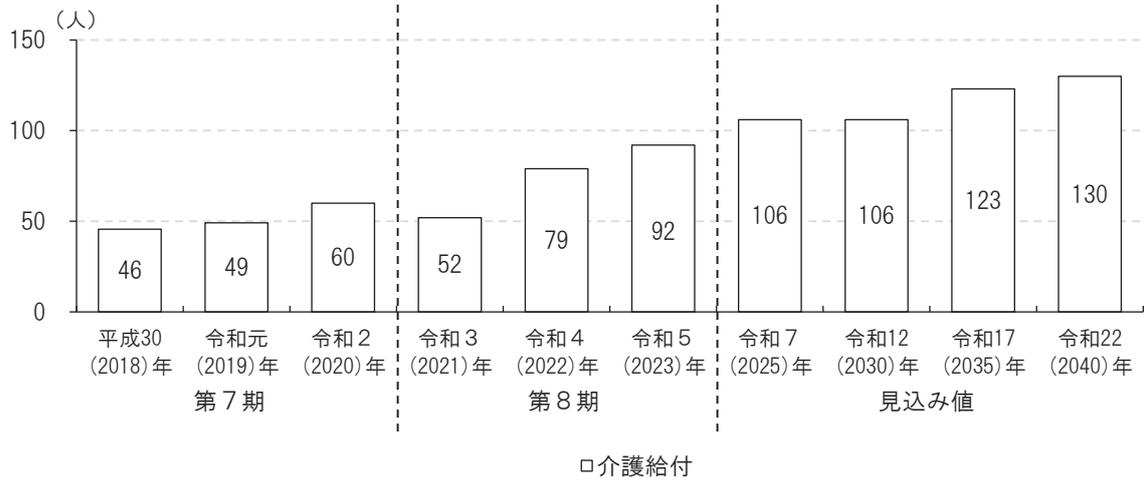
3. 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護



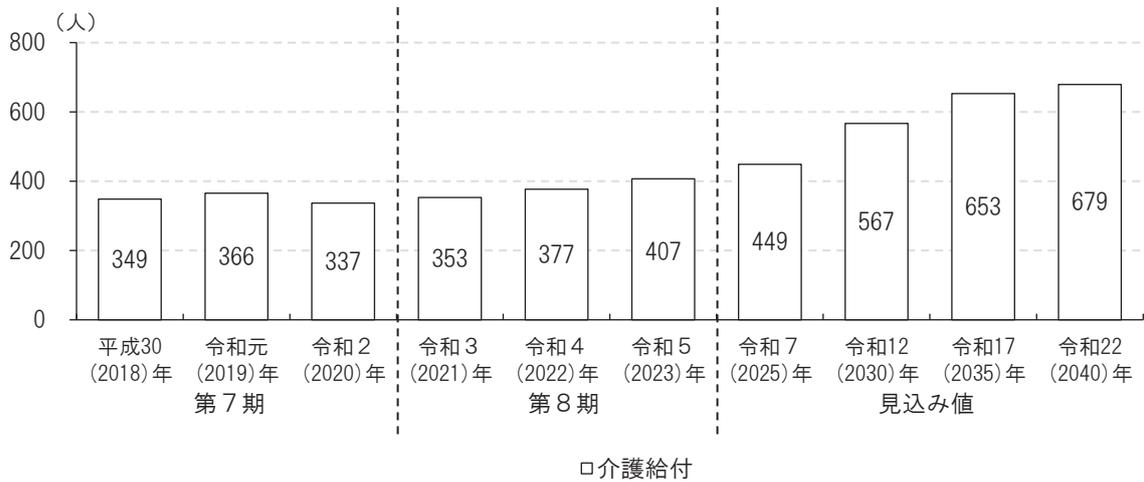
4. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護



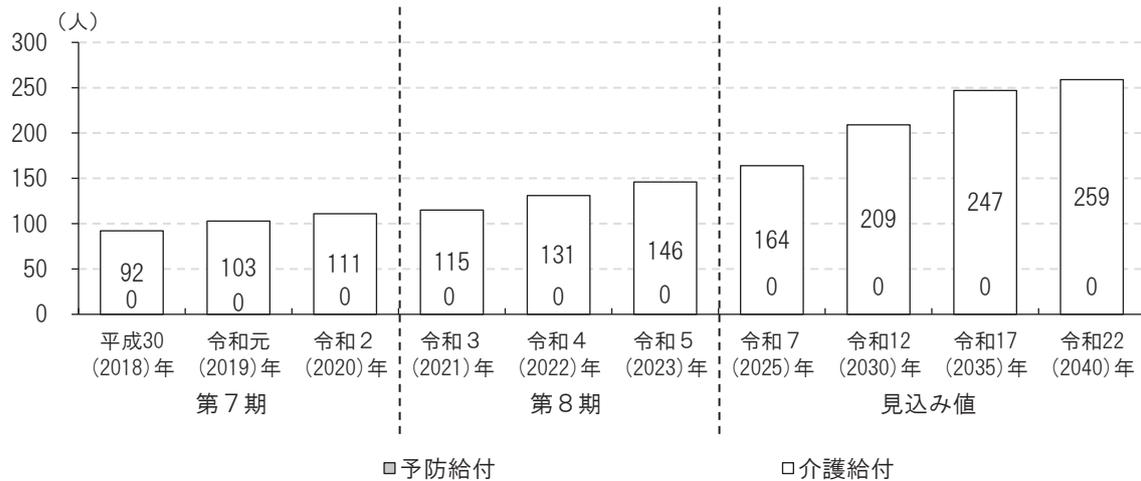
5. 看護小規模多機能型居宅介護



6. 地域密着型通所介護



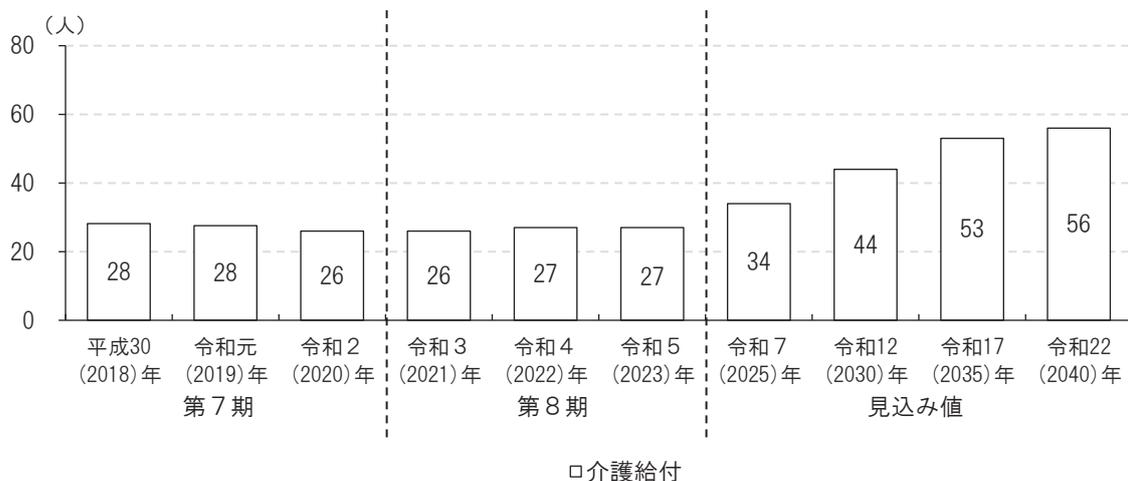
7. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護



8. 地域密着型特定施設入居者生活介護

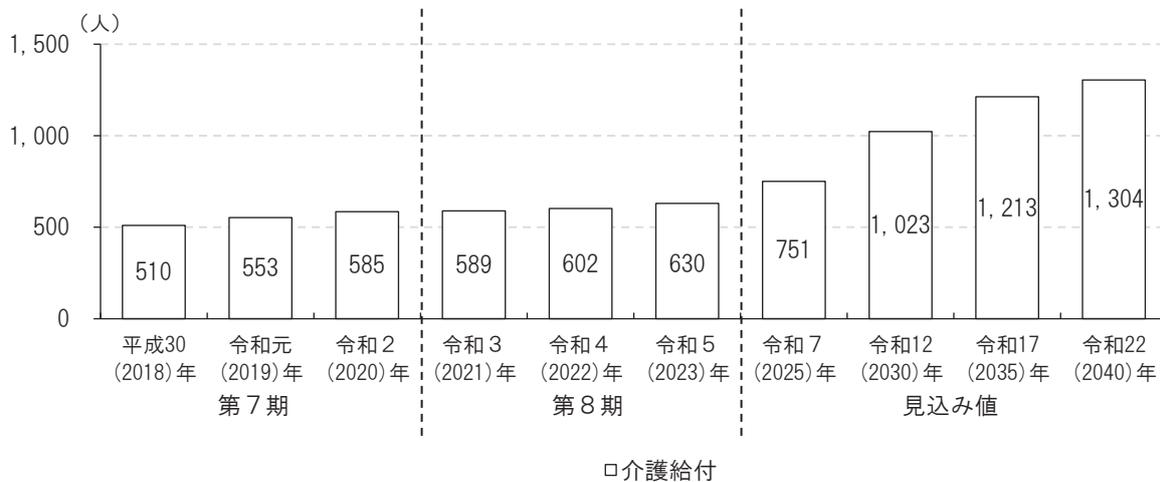
現在、市内に本サービス提供事業所はなく、利用実績や施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。

9. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

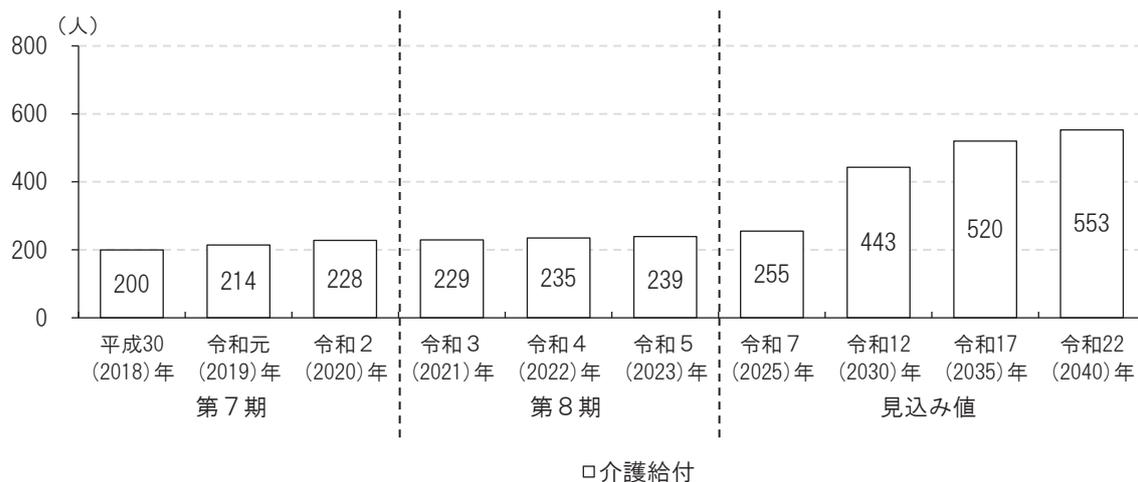


(3) 施設サービス

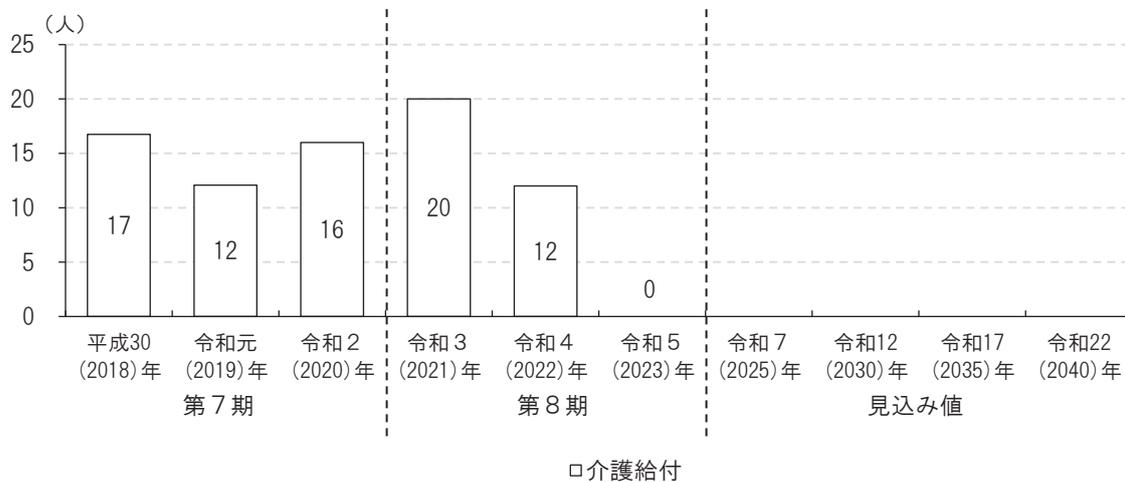
1. 介護老人福祉施設



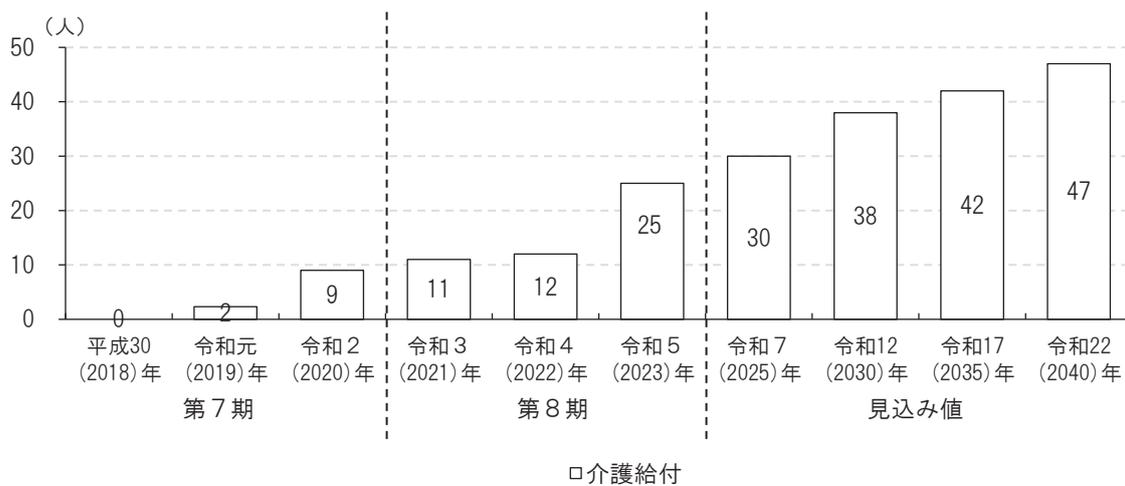
2. 介護老人保健施設



3. 介護療養型医療施設



4. 介護医療院



4 地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービスの基盤整備

第8期計画に整備するサービスは、各サービスの利用者数の推移や地域の状況などを考慮した結果、認知症対応型共同生活介護を1施設の整備を計画します。

事業名	項目	第7期末の整備数	第8期の整備計画数				第8期終了時
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	合計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	35	0	0	0	0	35
認知症対応型通所介護	施設数	3	0	0	0	0	3
	定員数	34	0	0	0	0	34
小規模多機能型居宅介護	施設数	7	0	0	0	0	7
	定員数	186	0	0	0	0	186
認知症対応型共同生活介護	施設数	7	1	0	0	1	8
	定員数	117	18	0	0	18	135
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	2	0	0	0	0	2
	定員数	54	0	0	0	0	54
地域密着型特別養護老人ホーム	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	29	0	0	0	0	29
地域密着型通所介護	施設数	10	0	0	0	0	10
	定員数	112	0	0	0	0	112

(2) 施設サービスの基盤整備

第7期計画末の市内の施設の整備状況は、特別養護老人ホームが7施設で定員が649名、介護老人保健施設は1施設で定員が200名となっています。

第8期計画では、特別養護老人ホームについて、定員35名の増床を計画しています。

事業名	項目	第7期末の整備数	第8期の整備計画数	第8期終了時の整備計画数
特別養護老人ホーム	施設数	7	0	7
	定員数	649	35	684
介護老人保健施設	施設数	1	0	1
	定員数	200	0	200

5 計画期間における給付費等の見込み

第8期計画期間の給付費の見込みは、以下のとおりです。

(1) 総給付費の見込み

第8期計画における介護サービスと介護予防サービスの給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

① 総給付費の見込み

◆ 総給付費

(千円)

サービス名	第8期計画			令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度	
	合計	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度			令和5 (2023)年度
介護サービス	27,347,598	8,627,540	9,067,935	9,652,123	10,752,173	17,468,692
居宅サービス	12,617,600	4,022,608	4,172,360	4,422,632	4,790,306	7,427,951
特定福祉用具購入費	37,689	12,563	12,563	12,563	12,814	13,303
住宅改修費	96,381	31,401	32,080	32,900	35,358	48,136
居宅介護支援	1,479,588	452,516	492,115	534,957	573,622	883,725
地域密着型サービス	4,597,102	1,327,029	1,541,319	1,728,754	1,948,766	2,838,382
施設サービス	8,519,238	2,781,423	2,817,498	2,920,317	3,391,307	6,257,195
介護予防サービス	518,196	168,620	171,767	177,809	188,501	228,104
介護予防サービス	351,991	116,574	116,451	118,966	122,715	152,225
特定介護予防福祉用具購入費	9,600	3,200	3,200	3,200	3,441	4,162
介護予防住宅改修費	44,220	14,740	14,740	14,740	16,846	16,846
介護予防支援	89,999	28,121	29,913	31,965	35,628	45,000
地域密着型介護予防サービス	22,386	5,985	7,463	8,938	9,871	9,871
総給付費(計)	27,865,794	8,796,160	9,239,702	9,829,932	10,940,674	17,696,796

②居宅サービス

◆介護サービス

(千円)

サービス名	合計	第8期計画			令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
訪問介護	2,242,787	723,070	734,038	785,679	865,285	1,307,858
訪問入浴介護	262,322	86,217	86,265	89,840	101,135	150,018
訪問看護	801,893	257,447	263,440	281,006	308,613	458,935
訪問リハビリテーション	179,306	59,093	59,434	60,779	66,175	101,293
居宅療養管理指導	645,993	201,946	212,978	231,069	243,551	388,100
通所介護	3,671,275	1,177,322	1,218,578	1,275,375	1,411,683	2,200,766
通所リハビリテーション	872,286	283,699	291,422	297,165	310,386	493,696
短期入所生活介護	522,896	173,046	173,142	176,708	193,139	289,086
短期入所療養介護	79,583	28,135	25,724	25,724	28,150	29,499
福祉用具貸与	1,058,487	321,345	352,047	385,095	404,426	640,171
特定福祉用具購入費	37,689	12,563	12,563	12,563	12,814	13,303
住宅改修費	96,381	31,401	32,080	32,900	35,358	48,136
特定施設入居者生活介護	2,280,772	711,288	755,292	814,192	857,763	1,368,529
居宅介護支援	1,479,588	452,516	492,115	534,957	573,622	883,725
介護サービス(計)	14,231,258	4,519,088	4,709,118	5,003,052	5,412,100	8,373,115

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	合計	第8期計画			令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	54,236	17,936	18,150	18,150	19,700	26,592
介護予防訪問リハビリテーション	24,815	8,269	8,273	8,273	8,273	8,273
介護予防居宅療養管理指導	26,014	8,668	8,673	8,673	8,673	10,370
介護予防通所リハビリテーション	77,043	25,953	25,404	25,686	26,198	30,685
介護予防短期入所生活介護	9,451	3,149	3,151	3,151	3,151	4,411
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	100,361	31,328	33,400	35,633	39,778	50,611
特定介護予防福祉用具購入費	9,600	3,200	3,200	3,200	3,441	4,162
介護予防住宅改修費	44,220	14,740	14,740	14,740	16,846	16,846
介護予防特定施設入居者生活介護	60,071	21,271	19,400	19,400	16,942	21,283
介護予防支援	89,999	28,121	29,913	31,965	35,628	45,000
介護予防サービス(計)	495,810	162,635	164,304	168,871	178,630	218,233

③地域密着型サービス

◆介護サービス

(千円)

サービス名	合 計	第8期計画			令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	141,342	32,210	46,681	62,451	70,867	79,753
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	293,755	88,529	98,213	107,013	120,097	181,661
小規模多機能型居宅介護	1,120,040	336,907	367,477	415,656	454,611	647,032
看護小規模多機能型居宅介護	794,171	188,325	279,487	326,359	379,052	470,298
地域密着型通所介護	764,912	238,119	252,804	273,989	301,791	466,528
認知症対応型共同生活介護	1,217,694	356,975	407,045	453,674	509,737	807,941
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	265,188	85,964	89,612	89,612	112,611	185,169
介護サービス(計)	4,597,102	1,327,029	1,541,319	1,728,754	1,948,766	2,838,382

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	合 計	第8期計画			令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
介護予防認知症対応型通所介護	264	88	88	88	88	88
介護予防小規模多機能型居宅介護	22,122	5,897	7,375	8,850	9,783	9,783
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防サービス(計)	22,386	5,985	7,463	8,938	9,871	9,871

④施設サービス

◆介護サービス

(千円)

サービス名	合 計	第8期計画			令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
介護老人福祉施設	5,818,772	1,881,321	1,923,886	2,013,565	2,408,813	4,184,051
介護老人保健施設	2,397,503	780,583	801,175	815,745	871,091	1,894,952
介護療養型医療施設	117,972	74,099	43,873	0	0	0
介護医療院	184,991	45,420	48,564	91,007	114,403	178,192
施設サービス(計)	8,519,238	2,781,423	2,817,498	2,920,317	3,391,307	6,257,195

(2) 標準給付費の見込み

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

	第8期計画				令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
	合計	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
標準給付費(計)	29,619,907	9,365,227	9,815,261	10,439,419	11,549,162	18,596,857
総給付費	27,865,794	8,796,160	9,239,702	9,829,932	10,940,674	17,696,796
特定入所者介護サービス費等給付額	865,233	284,840	280,547	299,845	305,434	451,794
高額介護サービス費等給付	775,595	248,113	257,308	270,174	261,094	386,201
高額医療合算介護サービス費等給付額	92,411	29,314	30,779	32,318	33,948	50,215
算定対象審査支払手数料	20,874	6,799	6,924	7,150	8,012	11,851

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施する事業です。事業内容としては、平成29年4月から開始された介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業、その他高齢者の日常生活を支援するための任意事業があります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」は、それぞれ事業ごとに定められた上限額の範囲内で見込むこととされています。第8期計画における地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

	第8期計画				令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
	合計	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
地域支援事業費	1,685,917	532,153	565,867	587,897	124,771	130,993
介護予防・日常生活支援総合事業費	950,000	298,153	316,276	335,571	71,032	71,749
包括的支援事業・任意事業費	603,846	191,875	205,549	206,422	44,420	49,926
包括的支援事業・社会保障充実分	132,071	42,125	44,042	45,904	9,319	9,319

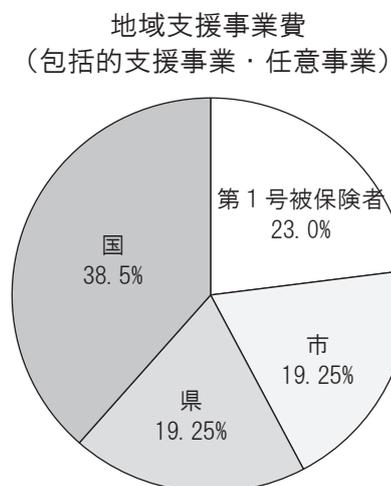
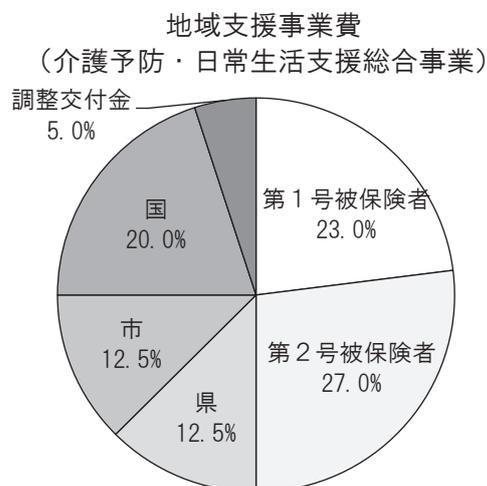
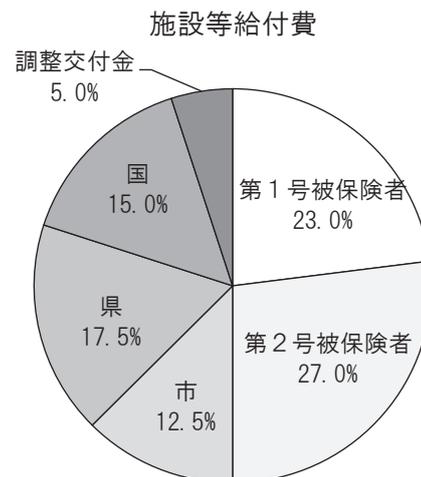
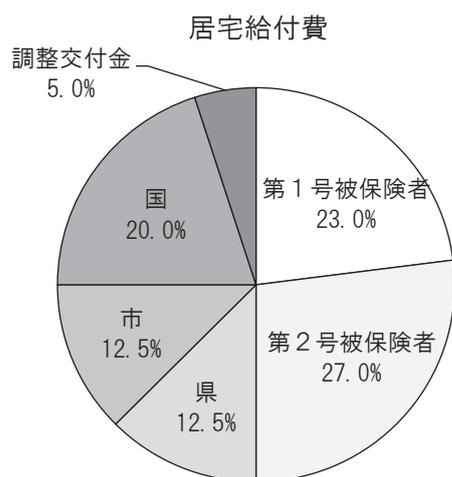
6 第1号被保険者の保険料設定

第8期計画における改正を踏まえて、第1号被保険者の保険料を算出しました。算出にあたっては、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするため、保険料段階を多段階化します。

(1) 第8期計画における費用負担の構成

保険料の負担割合は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の全国の人口割合により決定されます。第7期計画では、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者が27%でしたが、第8期計画においても、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者が27%となることが予定されています。

◆介護保険料の負担割合



(2) 所得段階の設定について

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い、保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期計画以降所得段階が細分化され、さらに第3期計画からは課税対象者の所得段階を保険者（市町村）の判断により多段階化することが可能とされました。

このことを受けて本市では、第2期計画においては5段階設定、第3期計画においては6段階設定、第4期計画においては7段階設定（特例第4段階を含めた8階層設定）とし、第5期計画においては、8段階設定（特例第3段階及び特例第4段階を含めた10階層設定）としました。

第6期計画の保険料の設定にあたっては、国では、より安定的な介護保険制度の運営のために、さらに負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが示され、国が示す標準の所得段階が、これまでの6段階から9段階へ細分化されました。

こうした国の考えなども参考としながら、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第6期計画においては、国の標準段階を基本として、さらに負担能力に応じたきめ細かい保険料設定とするため、高所得者層の段階を細分化し、全体として11段階の設定とし、第8期計画においては、本設定を継承するものとしました。

(3) 介護保険給付費支払基金の取り崩し

三郷市介護保険給付費支払基金は、介護保険の保険給付費支払いの円滑化と財政の健全な運営を図るために設置され、計画期間内において、第1号被保険者から納付された保険料のうち、保険給付として使用しなかった分を基金として積み立てています。

第8期計画では、保険料の引き上げ幅を抑制するために、この介護保険給付費支払基金から可能な範囲内で取り崩し、給付費の財源に充てることとしました。

第7期計画末での介護保険給付費支払基金の積立残額である約3億9,000万円を充て、保険料基準額（月額）を271円引き下げました。また、調整交付金相当額等の繰り入れにより、さらに基準額の引き下げを行っています。

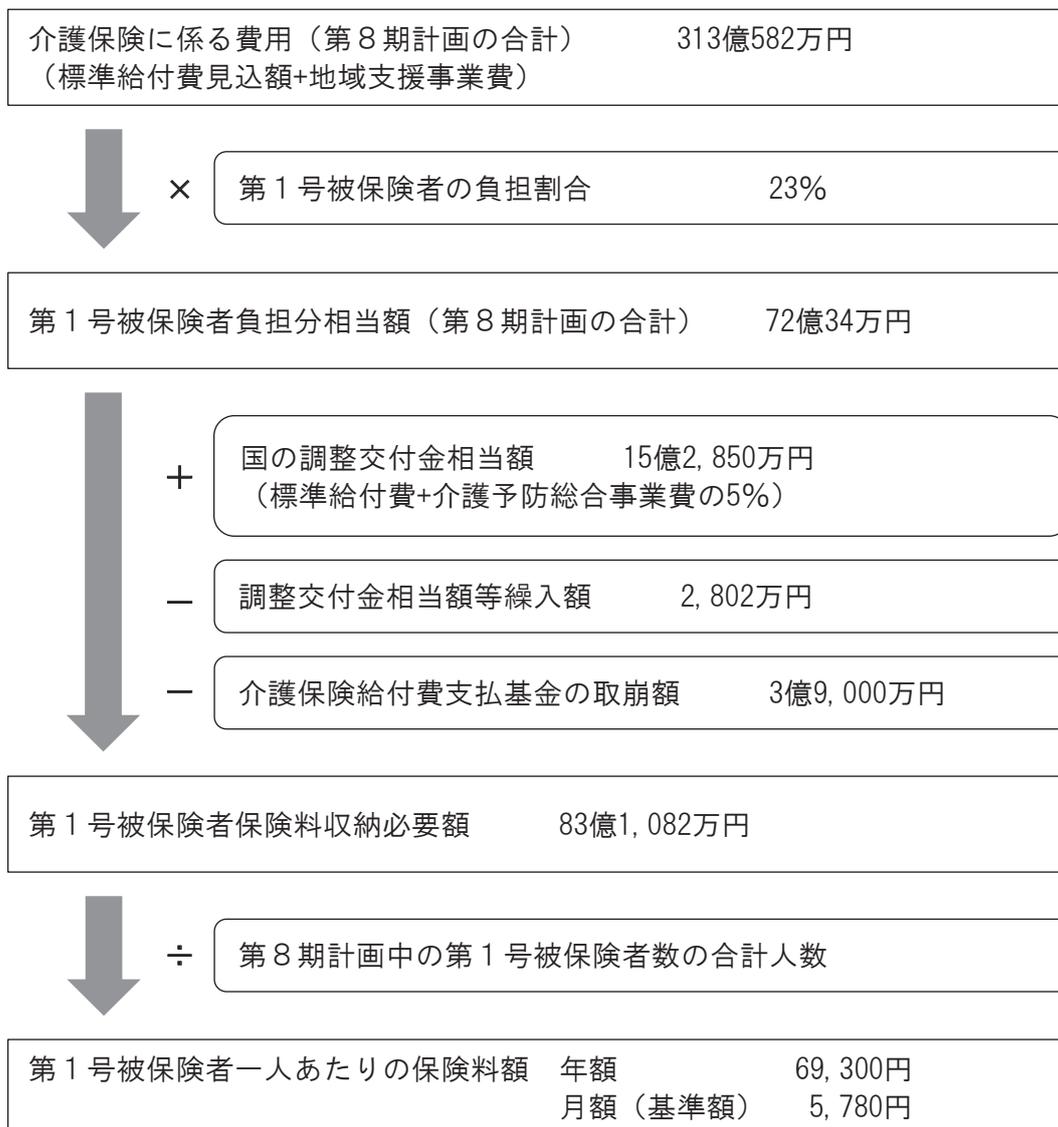
(4) 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険に係る費用（標準給付費と地域支援事業費）の見込みから、第8期計画に必要となる第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、約83億1,082万円と見込みます。

また、第8期計画の第1号被保険者の基準額である所得段階第5段階の介護保険料は、年額69,300円（月額5,780円）とします。

第1号被保険者の保険料は、以下のようなフローで算出しています。

◆第1号被保険者の保険料の算出フロー



①第8期計画における第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
第1段階	・生活保護受給者のかた ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.30	20,700円 (1,725円)
第2段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた	基準額×0.45	31,100円 (2,592円)
第3段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超のかた	基準額×0.70	48,500円 (4,042円)
第4段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.90	62,300円 (5,192円)
第5段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超のかた	基準額×1.00	69,300円 (5,780円)
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満のかた	基準額×1.20	83,100円 (6,925円)
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた	基準額×1.30	90,000円 (7,500円)
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額×1.50	103,900円 (8,659円)
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた	基準額×1.65	114,300円 (9,525円)
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満のかた	基準額×1.75	121,200円 (10,100円)
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上のかた	基準額×1.90	131,600円 (10,967円)

◆本市の介護保険料の推移

期	年度	三郷市	埼玉県平均	全国平均
第1期	平成12～14(2000～2002)年度	2,918円	2,644円	2,911円
第2期	平成15～17(2003～2005)年度	3,200円	2,859円	3,293円
第3期	平成18～20(2006～2008)年度	4,000円 <平成20(2008)年度は 3,500円>	3,577円	4,090円
第4期	平成21～23(2009～2011)年度	3,300円	3,720円	4,160円
第5期	平成24～26(2012～2014)年度	4,000円	4,506円	4,972円
第6期	平成27～29(2015～2017)年度	4,300円	4,835円	5,514円
第7期	平成30～令和2(2018～2020)年度	4,950円	5,058円	5,869円

7 介護保険事業の円滑な提供

(1) 介護保険制度の普及啓発及び情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、市民の理解及び協力を得ることが不可欠なことから、広報紙への掲載、市ホームページにおいて、広く介護保険制度の普及啓発に努めます。また、介護保険課、長寿いきがい課やふくし総合支援課、地域包括支援センター等の窓口においては、各種パンフレットやチラシを備え付けるとともに、個別の相談等をとおして、介護保険制度の情報提供を行います。

災害や感染症発生時には、国・県等の通知に基づき、事業所に対する介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などの臨時的措置について、介護事業所等へ最新、適切な情報を提供する体制の構築に努めます。

(2) 介護人材の確保と資質の向上

平成26年度において行った介護人材に係る需給推計の確定値によれば、令和7年（2025年）には約253万人の介護人材が必要と推計されており、約38万人の介護人材が不足するとの見通しが示されています。介護人材の確保の具体的な方策として、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの柱にくわえ、介護従事者の精神的負担の緩和への取組を推進してまいります。

◆介護人材確保の具体的な方策

・参入促進

- ①介護分野への元気高齢者等参入の促進、介護人材と介護現場の円滑なマッチングの推進
- ②介護人材と介護現場の円滑なマッチングの推進
(埼玉県介護職員雇用促進事業の実施による研修や介護現場とのマッチング)
- ③地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業(事務お助け隊)

・労働環境等の改善

- ④介護従事者のメンタルヘルスの向上(介護職員に対する悩み相談の充実等)
- ⑤介護事業所におけるハラスメント対策の推進
- ⑥若手介護職員交流の推進
- ⑦介護事業所における両立支援等環境整備
- ⑧介護ロボット導入支援事業の拡充
- ⑨ICT導入支援事業の拡充
- ⑩介護事業所に対する業務改善支援事業の拡充(パイロット事業の全国展開)
- ⑪外国人介護人材受入れ施設等環境の整備

・資質の向上

- ⑫チームオレンジ・コーディネーター研修等事業
- ⑬介護相談員育成に係る支援

・介護従事者の精神的負担の緩和

- ⑭介護従事者の悩み相談窓口の設置

今後、本市においても介護人材の確保に向けて、介護の仕事の魅力の向上を図り、多様な人材の確保・育成を推進するとともに、埼玉県とも緊密に連携し、介護人材の確保に向けた取組を推進します。

8 リハビリテーションサービス提供体制の構築

リハビリテーションにおいては、提供体制の構築を図ることが重要であることから、要介護（要支援）者が医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施できる生活期リハビリテーションを利用できるよう、切れ目ないサービス提供体制の構築が求められています。本人の状態に応じて必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう提供体制の構築を進めてまいります

9 介護給付費の適正化

介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要なサービスを、事業者が適切に提供するように促すことが重要です。「地域包括ケアシステム」のさらなる推進においても、介護給付費の適正化を推進していくことが求められています。

そのため、国が示した「第5期介護給付適正化計画〈令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〉」に関する指針をもとに、埼玉県が策定した「第5期埼玉県介護給付適正化計画」とも整合性を図り、5つの重要事業の実施を中心とした取組を継続するとともに、本市で実施する具体的な事業の内容及びその実施方法、実施目標を定めることにより、介護給付費適正化事業の推進を図ります。

①要介護認定の適正化

【事業内容】

認定調査における介護の必要性を判断するための基準に則し、適正かつ公平な要介護認定の確保に向けた取組を実施します。また、認定審査会における地域格差等を全国の自治体と比較分析し、認定審査の平準化を図ります。

【実施内容・方法】

認定調査票及び意見書の精査、審査会委員及び認定調査員への研修支援

②ケアプランの点検

【事業内容】

保険者によるケアプラン点検を適切に実施し、点検方法の改善を進めながら、適正な給付の実現を図ります。また、県が実施する研修等を通じて、ケアマネジャーの支援を行い、ケアマネジメントの適正化を推進します。

【実施内容・方法】

提出されたケアプランの内容審査及び事業所の聞き取り調査の実施

③住宅改修等の点検

【事業内容】

利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、住宅改修費支給申請書等の内容審査を行い、支給の必要性等に疑義のあるものについては、利用者宅を訪問し、工事見積書の点検や竣工時の完了調査を行います。

【実施内容・方法】

申請書類の内容審査及び現地調査の実施

④医療情報との突合・縦覧点検

【事業内容】

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。また、国保連システムを活用して、医療保険と介護保険の給付情報の突合、確認等を行い、介護給付サービスの整合性を図ります。

【実施内容・方法】

帳票をもとに疑義のある請求の審査及び事業所の聞き取り

⑤介護給付費通知

【事業内容】

利用者が自分の受けたサービスを確認するとともに、事業者に必要なサービス提供を啓発するため、事業者の介護報酬請求や費用について、利用者等に介護給付費を通知します。

【実施内容・方法】

介護サービスを利用した者に介護給付費の明細を通知